

入札執行傍聴要領

1 傍聴の手続き

- (1) 入札の傍聴を希望される方は、入札の開始予定時刻の30分前から受付を開始します。
所定の入札傍聴受付簿に氏名、住所及び電話番号を記入し、傍聴整理券を受領してください。入札開始予定時刻の10分前に受付を終了します。
なお、受付は先着順で行い、定員になり次第終了します。(定員10名)
- (2) 入札会場に入室する際には、傍聴整理券を係員に提示し、確認を得た上で、指示に従って入室してください。
- (3) 入札会場内で写真撮影・録画・録音等を行う場合は、事前に申し出てください。
なお、これら写真撮影等は入札執行の宣言の前までとします。

2 傍聴する際の留意事項

- (1) 入札執行中は静粛に傍聴し、発言、拍手等は行わないでください。
- (2) 入札執行中の入札会場への入室は、原則として認められません。
入札執行中に退室される方は、傍聴整理券を返却してから退室してください。
- (3) 入札会場内での飲食等を禁止します。
- (4) 写真撮影・録画・録音等を行う方は、係員の指示に従ってください。
- (5) 会場内の秩序を乱したり、入札の執行を妨害する行為を禁止します。

3 入札執行の秩序の維持

- (1) 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
なお、傍聴の要領について、不明な点があれば、係員にお尋ねください。
- (2) 傍聴される方がこの要領に定める事項を遵守しない場合は、退場していただく場合があります。
- (3) 上記の(2)に該当する方については、今後の傍聴をお断りする場合があります。